



# 飼い主のいない猫の世話・杉並ルール

豊かな緑と都会の利便性が調和を保つ「杉並区」は、すばらしい住宅街として発展してきました。また、家族の一員として多くの動物が暮らす地域でもあります。

多くの区民がその動物を終生大切に飼う一方で、一部の心ない飼い主に捨てられた猫による侵入・フン尿等の問題が起こっています。また、かわいそうと思う人が餌だけを与え、適切な対応を怠ることにより、餌の食べ残しによる悪臭、フン尿や害虫などの問題発生、飼い主のいない猫の無秩序な増加を招いています。

そこで区は、人と動物が共生できる杉並区を目指して、環境保全と動物愛護の両方に配慮し「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」を定めました。飼い主のいない不幸な猫ゼロ、人と猫の間のトラブルゼロを目指して、区民の皆様がこのルールを守って下さることを願います。





# 猫に関する法令など



## 動物の愛護及び管理に関する法律

- ・動物の所有者は、できる限り所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）に努めなければなりません。
- ・動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置（繁殖制限）を講じなくてはなりません。
- ・愛護動物のみだりな殺傷は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられます。
- ・愛護動物に対し、みだりに給餌・給水をやめ、酷使し、健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、または飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、疾病・負傷したものの適切な保護を行わないこと等、その他の虐待をしたものは1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。
- ・愛護動物を遺棄（捨てること）すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。
- ・周辺の生活環境の著しい悪化を招く動物飼育は、飼養状況の改善勧告・命令を受け、改善がなされない場合は50万円以下の罰金に処せられます。
- ・令和4年6月1日から、猫の販売業者には環境省令に基づくマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。また、登録された猫の所有者が変わる場合には、登録変更が必要です。

## 家庭動物の飼養及び保管に関する基準

- ・猫の飼い主は、屋内飼育に努め、屋外で飼育する場合には原則として不妊去勢手術等繁殖抑制の措置を講じなくてはなりません。
- ・飼い主は、自分の動物が公園等周囲の環境を汚さないようにしなければなりません。
- ・飼い主は、放し飼いなどで野生動物の捕食・在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じないように配慮しなくてはなりません。

## 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

- ・飼い主は、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、迷子札・マイクロチップ等を常時装着し、飼育する動物の身元表示に努めなくてはなりません。また、迷子札・マイクロチップ等は容易に脱落又は消失するおそれの少ない方法で、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられるものを選択してください。

## 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（動物愛護推進員）

- ・東京都では、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と見識を有し、国または都道府県等の施策に必要な協力をすることのできる人材を「動物愛護推進員」として委嘱しています。

## 東京都動物愛護推進計画（通称ハルスプラン）

- ・平成16年に発表された、都の動物愛護行政10年計画です。令和3年3月に改正され、計画期間は令和3（2021）年度～令和12（2030）年度までの10年間になっています。



## 杉並区における猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策

- ・杉並区では、平成16年度から「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」を開始し、猫の適正飼育の推進と、飼い主のいない猫を増やさない対策をすすめています。



# 飼い主のいない猫の 世話をする方へ



お腹を空かせた猫を助けたい気持ちはわかりますが、その猫により被害を受けている方がいることも事実です。猫は生後半年位から毎年2～3回出産し、1回に2～8匹産みます。ただ餌をやるだけだったり、管理能力以上の頭数の面倒を見たりすることは飼い主のいない猫をむやみに増やし、猫の被害を受けている人たちとのトラブルの原因ともなります。まずは、ルールを守って、飼い主のいない不幸な猫を減らす第一歩を始めましょう。

## 1 グループで行動し、苦情には誠実に対応しましょう。

杉並ルールを守りながらグループで活動し、苦情には誠実に対応しましょう。猫が苦手な人たちに対しては「迷惑を少しでもかけないように猫の世話をしますので、よろしく願い致します。」という謙虚な気持ちが大切です。

## 2 不幸な猫を増やさないよう不妊・去勢処置をしましょう。

正しい知識と認識の下、オスもメスも不妊・去勢処置をすることが必要です。そして、周辺住民の理解を得られるように、新しい猫を集めたりせず、面倒を見ている猫が一代で終わるようにし、飼い主のいない不幸な猫を減らす努力をしていきましょう。

## 3 餌の与え方について (食べ残しをカラスやネズミなどが食べる場合があります。)

決まった時間に決まった量を与え、食べ残しがあれば一定時間内に片付けましょう。また、自分の敷地内で与える場合でも、近隣の理解を得られるように努力しましょう。

## 4 餌を与える場所について

道路や公共の場所は「餌場」として適当ではありません。また、他人の駐車場や家の玄関先などを無断で「餌場」として使用することはできません。今、そのような場所で餌を与えている方は、きちんとその方の許可を取るか、または協力者を探し、少しずつ移動して、適切な場所で安心して餌を与えられるよう努力しましょう。

## 5 猫小屋について

公共の場所では、無許可で小屋を設置することはできません。嫌がらせで小屋に火をつけられたという事例もあるので、敷地内に置かせてもらえる協力者がいない場合は、猫のためにも設置は止めましょう。

## 6 フンの清掃のほか、周囲の環境にも配慮をしましょう。

「あなた方が餌を与えている猫が、私の敷地内でフンをする。」と言われる前に、積極的にフンや尿、食べ残しなどを清掃し、近隣の理解を得られるように努力しましょう。

## 7 健康管理や疾病予防も行いましょう。

猫の健康ばかりでなく、人と動物の共通感染症にも注意してください。ノミや回虫等の定期的な駆除や健康管理を行い、良好な衛生状態が保たれるように心がけましょう。

## 8 愛情を持って接し、猫との信頼関係を築きましょう。

名前もない、触ることもできない、健康管理もできないでは猫もかわいそうです。1匹1匹を把握し、名前のある猫として接してあげられるように、さらに他の人にもその猫には世話をしている人がいることがわかるように、首輪などの目印を付けましょう。そして1匹1匹に対して自分が世話をしている猫であるという愛情と自覚を持って信頼関係を築き、最後まで世話をしましょう。

## 9 飼い猫になるよう努力しましょう。

猫は野生動物ではないので、きちんとした飼い主がいなければなりません。餌がありさえすれば幸せなわけではありませんし、子猫・老猫・病気の猫にとって外の暮らしはとても苛酷です。新しい飼い主を探すなど常に少しでも良い環境を整えてあげるよう努力しましょう。

## 10 活動報告書や会計報告書を作成・保管しましょう。

あなた方の活動を公開し、情報を地域で共有し、協力や理解を得ることが、活動を活性化させ、地域で認められることにつながります。動物と共生できる社会の仕組みを作っていくことにもつながりますので、いつでも公開できるように活動や会計の報告書を作成し、保管しましょう。

### 杉並区「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」について

杉並区では、飼い主のいない猫を適正管理して増えないように見守りをする活動を支援するため、不妊去勢手術費等の助成事業を実施しています。

**対象猫** 杉並区内に生息する飼い主のいない猫

**対象者** 1. 区登録グループ(活動人数、活動経験など一定条件あり)  
2. 飼い主のいない猫を適正管理する区民又は区民を中心とするグループ(区登録グループ以外)

**支援内容** 1. 協力動物病院で以下の処理を受けることができます。  
(1) 不妊又は去勢手術 (2) 耳カット (3) 猫3種ワクチン接種  
(4) 寄生虫駆除(ノミ・内部寄生虫) (5) マイクロチップ挿入・登録 (6) 墮胎(妊娠中の場合のみ)  
※搬送した猫が手術済みであった場合は、(2)～(5)のうち必要な処置のみを受けることもできます。  
2. 捕獲器の貸し出しをします(台数制限あり)。  
3. 区登録グループに登録証と携行品(腕章)を配布します。

**助成割合** 一部助成…手術時に一定額の支払いが必要です。  
1匹につき、オスは2千円、メスは4千円の費用がかかります。

全額助成…費用はかかりません。

※助成割合は原則「一部助成」となります。

※区登録グループのみ、毎年一定数を「全額助成」します。

※手術をしなかった場合(上記(2)～(5)の処置のみ)は助成割合に関わらず費用はかかりません。



この制度の利用に関するご質問は、杉並保健所生活衛生課までどうぞ。

電話:03-3391-1991



# 飼い主のいない猫から 迷惑を受けている方へ



野良猫を捕獲して欲しい、という要望を保健所に数多くいただきます。しかし、猫を捕獲・収容することはできません。犬の場合には「狂犬病予防法」という法律により、東京都の動物愛護相談センターで捕獲・収容等しますが、猫には適用されません。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、みだりな殺傷や遺棄することは禁じられています。

そのため、猫によるトラブルを解消するには「飼い猫の屋内飼育」の徹底と、ボランティアが行う「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」に基づく猫の適正な管理により、**飼い主のいない猫を一代で終わらせ、飼い主のいない猫を減らしていくことが必要です。**



## 1 地域の問題として協力してみてください。

猫の世話をする人と迷惑を受けている人が、お互いに歩み寄り、良い関係を築くことにより、不妊・去勢処置が速やかに進み、猫の適正な管理がスムーズになり、フンや尿の悪臭・餌場の衛生問題等の早期解決につながります。

## 2 猫を捨てる人がいないか、不妊・去勢処置をせずに放し飼いを する飼い主はいないか、地域全体で話し合しましょう。

猫は「野生動物」ではありません。無責任な人が捨てるために野良猫になります。まず、自分達の地域で、無責任な飼い主や猫を捨てる人がいなくなるような風潮を作りましょう。

## 3 「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」を守っている場合や、 守るための努力をしている場合は、いま少し見守ってください。 相手が動物なので、すぐには対応できないことがあります。

猫に「餌やり」をしているグループがあれば、よく事情を尋ねてください。不妊・去勢処置を目的とした捕獲のために、あえて「餌やり」を開始することもあります。

動物はその習性等に基づき、習慣付けられますので、すぐにその行動を変えさせるのは困難です。時間がかかることもありますが、いま少しボランティアの努力に、ご理解とご協力をお願いします。

## 4 長期にわたりルールを無視した餌やりにより不衛生な状態が続く、 繰り返し子猫が生まれて数が増える一方である、苦情を無視したり 暴力的な対応をする、というような場合は保健所にご相談ください。

餌やりをしている、ということだけで感情的対立をしないようにお願いします。

一定期間見守り、適切な活動なのか、餌だけ与える迷惑行為なのかを見極めてから対応しましょう。

## 5 猫の被害を防ぐには

独特の臭いがする物などを置くことによって、その場から猫を遠ざけることができます。ただし、猫により個体差があり、全て効果があるとは限りません。利用場所や、猫の反応をみて試してください。

例：木酢液、竹酢液、食用酢、樟脳、柑橘類(皮など)、市販の忌避剤、超音波・ブザー



# 杉並区の取り組み



## 1 不妊去勢手術費の助成

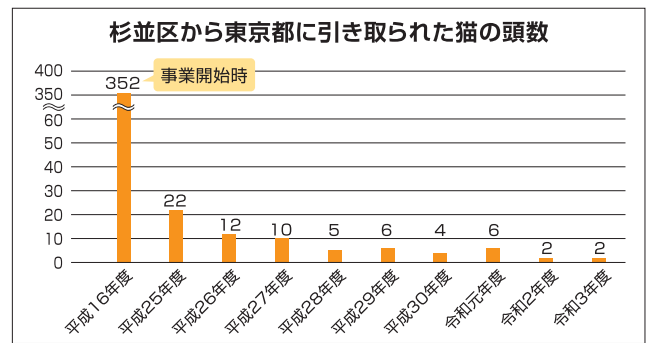
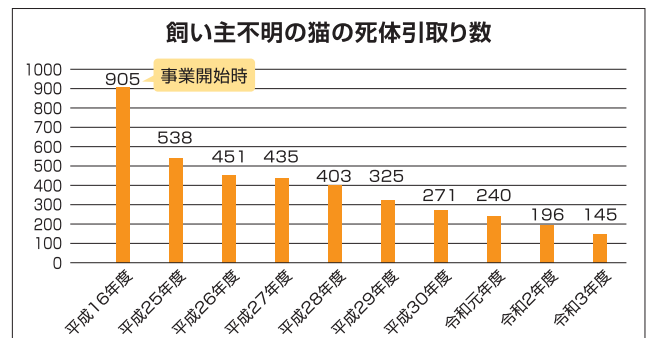
杉並区では、東京都獣医師会杉並支部の協力を得て、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に係る費用の助成を平成16年度から実施しています。この制度をボランティアの方々のご活用いただくことで、これまでに多数の猫の繁殖抑制を行ってきました。その結果、杉並区から東京都に引き取られる猫の頭数や、清掃事務所が回収する飼い主不明の猫の死体数が少しずつ減ってきています。

### 過去10年間の助成実績

年度	オス	メス	手術済み <sup>※</sup>	合計
平成25年度	68	73	—	141
平成26年度	58	46	—	104
平成27年度	72	79	—	151
平成28年度	59	75	—	134
平成29年度	87	107	4	198
平成30年度	88	112	1	201
令和元年度	90	114	2	206
令和2年度	86	120	2	208
令和3年度	113	95	4	212
令和4年度	103	92	7	202

※杉並区では、手術と同時に猫3種ワクチン接種・寄生虫駆除・耳カット・マイクロチップ挿入を行い、その費用も助成しています。上表の「手術済み」は、動物病院へ搬送後に手術済みであることが判明した猫に対し、ワクチン接種等の処理のみを行った頭数です。

(事業の詳細は、③ページを参照してください)



## 2 猫を見守るボランティアグループ登録制度

杉並区では、飼い主のいない猫の見守りをするボランティアのグループ登録制度を実施しています。登録したグループには「登録証」と「腕章」を配布しており、助成制度を利用する際に申請から承認までの手続きが簡略化されるとともに、無料で不妊去勢手術等が受けられる優先枠が付与されます。



## 3 杉並どうぶつ相談員による活動支援

飼い主のいない猫の世話を始める方や、不妊去勢手術の進め方等でお困りの方に、区が委嘱する動物ボランティア「杉並どうぶつ相談員」を紹介し、活動の支援を行っています。ただし、活動の主体はあくまで「猫のお世話をする方」であり、相談員は飼養、捕獲、保護等の方法に関する助言や説明(必要に応じ実演)を行います。



杉並保健所生活衛生課

電話:03-3391-1991

平成19年10月作成  
令和 5年 9月改訂